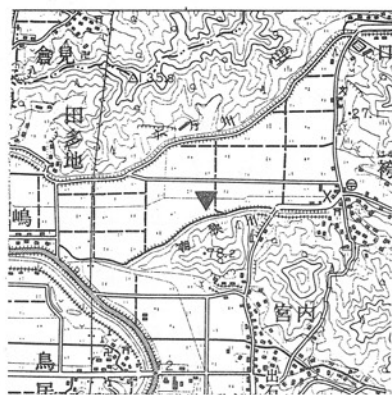




(出 石)

袴狭遺跡は、出石町の中心部から北行すること約三・五km、但馬国の一宮出石神社北隣の谷に位置し、円山川の支流である小野川と袴狭川に挟まれた沖積低地に立地している。標高は五〜七mである。同低地内には砂入遺跡・荒木遺跡・田多地小谷遺跡など、官衙の様相を呈する遺跡が存在する。これらの遺

兵庫・袴狭遺跡 (1)

- 1 所在地 兵庫県出石郡出石町袴狭字国分寺ほか
- 2 調査期間 第二次調査 一九九一年(平3)六月〜九月
第三次調査 一九九一年二月〜一九九二年二月
- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会
- 4 調査担当者 大平 茂・柏原正民
- 5 遺跡の種類 集落跡・条里遺跡(水田跡)・祭祀遺跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代、奈良時代〜平安時代、中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

跡は有機的な関係を持つものであり、「袴狭遺跡群」として一括把握することが可能である。

当該遺跡の調査は小野川放水路建設に伴う事前調査であり、これに関連した過去の調査成果からみると、主に奈良時代から平安時代の官衙跡(出石郡衙か)及び条里制にのった水田地帯と推定でき、祭祀を執行した場所である祓所(砂入遺跡ほか)とこれに使用した祭祀関係の木製品が極めて良く残っている。

人形・馬形をはじめとする木製品の分布範囲は広く、東西約一・五km、南北約一kmに及び、その出土量は約三万五千点を数えている。この遺物の年代は、およそ八世紀から一〇世紀代に相当する。出土層は地表下約一〜一・五mにあり、基本的には奈良時代一面と洪水に覆われた平安時代二面(部分的に三面の箇所もある)、計三面の水田面及びこれに伴う溝であり、遺物も三時期に区分できる。

今回報告する調査は、袴狭遺跡では一九九〇年度に続く第二次全面調査と確認調査、第三次全面調査である。

一 第二次調査

調査地は、一九九〇年度調査区域(『木簡研究』一三)の西に隣接する地区で、調査面積は約二八〇㎡である。

検出遺構は、古墳時代の河道と奈良時代から平安時代にかけての水田跡一面(下層水田)、平安時代の水田跡三面(中層水田・上層水田・最上層水田)とそれに伴う溝である。

木簡は下層水田面から一点(1)、中層水田に伴う溝から一点(2)の計二点、最上層水田面出土の大型人形に文字が記されたもの一点(3)を発見した。共伴遺物には、それぞれ人形・馬形・斎串等の木製品と農具等の木製品、若干量の須恵器・土師器・帯金具等がある。これらの遺物は、各時期に洪水によって袴狭川の上流から流れ込んだものと考えられる。

二 確認調査

調査地は、第二次全面調査区の西隣である。

三本のトレンチを設定し、確認調査を実施した。いずれのトレンチからも、平安時代の水田面に堆積した洪水砂中から、祭祀具である木製品が出土している。木簡は、中央トレンチの水田層上の洪水砂中から一点出土した。

三 第三次調査

前記の確認調査の結果、全面調査が必要となった地域の一部、約一七九〇㎡が対象地である。残りの部分は次年度以降に調査を実施する予定である。

検出遺構は、平安時代の水田跡三面(中層水田・上層水田・最上層水田)とそれに伴う溝である。

木簡は中層水田中から四点出土した。なお、この水田層は第二次調査の中層水田と上層水田の中間層にあたり、ここでの上層水田及び最上層水田は第二次調査のそれらと共通する。共伴遺物には、人

形・馬形・斎串等の木製品がある。これらの遺物も、洪水により袴狭川の上流から流れ込んだものと考えられる。

8 木簡の釈文・内容

一 第二次調査

- (1) 「秦マ大山秦マ弟麻呂秦マ^{〔山カ〕}」 296×25×5 011

- (2) ・ □衣依言事右 □□唯□定

- ・ □在 □大祖父世時□本□ (178)×(38)×6 081

- (3) 「一人当千急々如律令 (980)×60×3 061

二 確認調査

- (1) ・ 「納米 四斗^{〔入カ〕}出^{〔升カ〕}八^{〔升カ〕}」

- ・ 「十□□」 173×28×6 011

三 第三次調査

- (1) 下田二段

- 戸他人作^{〔乱カ〕}□□ (177)×(44)×6 081

(2)

「

右田依^{〔土カ〕}野郷出^{〔石カ〕}永社戸口

延喜六年四月十三日

禁制六条九里廿椎下田式段百姓^{〔穀カ〕}

執

民部卿家書吏車持公

^{〔掌カ〕}
人^{〔人カ〕}

(3)

「

(141) × (17) × 6 081

(4)

× □ 可

出石^{〔公カ〕}安道

(510) × 72 × 9 059

これらのうち、内容的に最も興味深いのは、第三次調査出土の禁制木簡(三-②)である。延喜六年(九〇六)の年号が記され、この時期に椎下田二段が民部卿家の私有地であったことが推定できる。当時の民部卿は藤原有穂である。また、田地を荘園化する際に勝を立てたことは『類聚三代格』巻一九延喜二年三月一三日太政官符にみえ、この木簡がその立札であった可能性もある。

さらに、第二次調査出土の「一人当千」の人形は手を表現しない形の大型のものであるが、これは前記紀年木簡の上層にあたる水田中から出土しており、一〇世紀初頭以降のものであることが明らかになった。

律令制が崩壊し始め、貴族・寺社等による土地私有が進んだ一〇世紀前半の歴史的背景の中で、このような土地所有・律令祭祀に関



二-
(1)



一-
(2)



一-
(1)

595 × 106 × 6 011

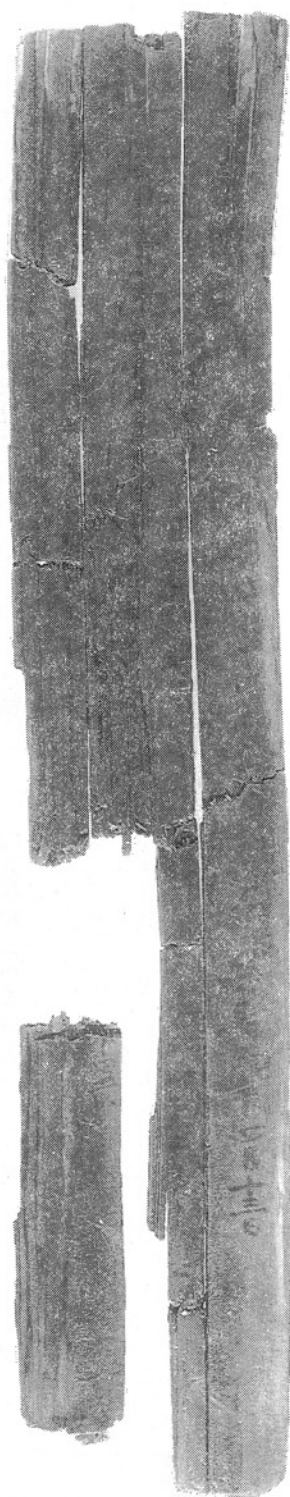
わる直接資料が地方で発見されたことは意義深く、非常に貴重なものとなるであろう。

釈読については、奈良国立文化財研究所の寺崎保広氏と、兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所の廣野誠氏のご教示をえた。

(大平 茂)



—
(3)



三
(2)